

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本金属学会	6370005000044	論文掲載費	339,700	-	令和元年6月18日 令和元年8月2日 令和元年10月2日 令和元年11月25日 令和元年12月16日、25日 令和2年2月20日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本都市計画学会	9010005017641	論文掲載料	340,050	-	平成31年4月8日 令和元年5月27日、30日、31日 令和元年6月17日 令和元年7月31日 令和元年10月25日、28日 令和元年11月1日 令和元年12月6日 令和2年3月9日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本航海学会	9010605002522	論文掲載料	195,000	-	令和元年7月17日、18日、23日 令和元年8月19日 令和元年10月9日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本設計工学会	2011105004833	論文掲載料	619,500	-	令和元年6月3日 令和元年7月10日、19日 令和元年8月19日、27日 令和元年9月13日、20日 令和元年10月9日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)土木学会	5011105004847	論文掲載料	1,299,160	-	令和元年5月15日 令和元年6月3日、11日、14日 令和元年7月12日、25日 令和元年8月1日、5日、30日 令和元年10月7日、11日、16日、17日、18日、23日、25日、30日 令和元年11月13日、14日、25日 令和元年12月3日、4日、5日、9日、12日、13日、23日、25日、27日 令和2年1月6日 令和2年2月10日、25日、28日 令和2年3月2日、6日、12日、13日、16日	-	公社	国認定

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)土木学会	5011105004847	論文購読料	165,212	-	平成31年4月1日、3日、5日、11日、15日、16日、22日、25日、26日 令和元年5月9日、10日、13日、16日、17日、23日、27日 令和元年6月3日、13日、26日 令和元年7月1日 令和元年9月4日 令和元年10月28日 令和元年11月13日 令和元年12月2日 令和2年1月16日		公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公社)日本工学教育協会	5010405009077	論文掲載料	748,200	-	平成31年4月1日 令和元年4月11日 令和元年5月29日 令和元年6月5日、14日、21日 令和元年8月2日 令和元年9月27日、30日 令和元年12月4日、12日 令和2年3月5日、19日、23日、24日	-	公社	国認定
文部科学省	独立行政法人国立高等専門学校機構	8010105000820	(公財)日本サッカー協会	8010005018665	A級コーチジェネラル養成講習会受講料	162,000	-	令和元年5月10日	-	公社	国認定

(この他、会費支出として、『平成31年度における公益法人等への会費支出の状況』の表のNo. 2・4が該当する。)

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。